

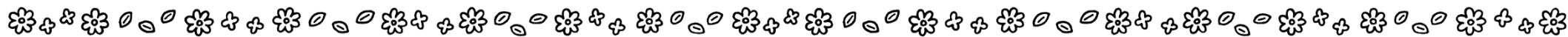
鈴鹿市 不育症治療費 助成の ご案内

申請場所・問い合わせ

鈴鹿市 こども保健課
保健センター
電話 059-382-2252



令和8年5月現在



●不育症とは

妊娠はするものの流産や死産を2回以上繰り返し、結果的に出産に至らないことを、不育症としています。

●対象となる方

次の要件を全て満たしていること。

- 日本産婦人科学会専門医を有する医療機関において、不育症と診断され、その治療および検査を受けた法律上の婚姻している夫婦または事実上の婚姻関係にある夫婦
- 夫婦のどちらか一方、または双方が市内に住民登録がある
- 医療保険各法の被保険者等である

●対象となる費用

日本産婦人科学会専門医を有する医療機関において、不育症と診断された夫婦に対して実施する、不育症検査および治療に要した費用

〔助成の対象にならない費用〕

- ・保険診療分の費用
- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用
- ・処方箋によらない医薬品等の費用
- ・出産・流産・死産等に係る費用
- ・他の助成事業で助成された費用

●助成の内容

- 治療期間における助成の対象となる費用の自己負担額の1/2
(上限10万円)
- 1年度あたり1回(通算5回まで)

※治療の期間

1回の妊娠において不育症治療を開始した日から出産、流産、死産等に伴い不育症治療が終了するまでの期間

●申請の方法

治療期間ごとに治療期間の最終日が属する年度の3月末日までに、必要書類とともに申請してください。

●申請に必要なもの

- 鈴鹿市不育症治療費助成金申請書
- 不育症治療受診等証明書
- 医療機関の発行する不育症治療に係る領収書と診療明細書(原本)
- 戸籍謄本
(3か月以内に発行されたもの)
※夫婦が同居所同一世帯の場合は、市のシステムで夫婦関係が確認できますので、戸籍謄本は不要です。

〔事実婚の場合は、以下の書類が必要です〕

- 鈴鹿市不育症治療費助成金申請書
- 不育症治療受診等証明書
- 医療機関の発行する不育症治療に係る領収書と診療明細書(原本)
- 戸籍謄本
(3か月以内に発行されたもの)
- 出生した場合の子の認知に関する意向書
- 事実婚関係にかかる申立書

